

## 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 法科大学院認証評価（追評価）申請要項

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）で適合認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、法科大学院認証評価（追評価）（以下「追評価」という。）を実施します。当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度まで受け付けます。

### 1 申請手続

- （１）申請は、追評価実施年度の６月３０日（６月３０日が土日に当たる場合は直前の金曜日）必着とします。
- （２）追評価を希望する大学は、「法科大学院認証評価（追評価）申請書」（別添様式）を作成し、機構へ電子メールにより提出してください。
- （３）機構は、追評価を希望する大学からの申請書受理後、当該大学に対し申請受理通知書を送付します。

### 2 評価手数料

- 評価手数料は以下のとおりです。

935,000円（税込）

### 3 評価手数料の払込

- （１）機構は、追評価を申請した大学（以下「申請大学」という。）に対し、請求書を追評価実施年度の７月末日までに送付します。
- （２）申請大学は、追評価実施年度の８月末日までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請大学の負担とします。

### 4 評価の実施等

機構は、申請大学からの自己評価書の提出確認後、当該法科大学院の追評価に着手します。

「法科大学院認証評価（追評価）評価結果」は、「法科大学院認証評価（追評価）評価報告書」として、申請大学に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

なお、その際、「法科大学院認証評価（追評価）評価結果」とともに、申請大学から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしてい

ます。

## 5 その他

- (1) 申請大学が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- (2) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

## 6 申請書提出先

**houka@niad.ac.jp**

※ 電子メールの件名を「(〇〇大学) 法科大学院認証評価(追評価) 申請書」としてください。

## 7 問い合わせ先

評価事業部評価支援課法科大学院評価係

**TEL : 0 4 2 - 3 0 7 - 1 6 3 1**

**E-mail : houka@niad.ac.jp**